

章	大項目	中項目	小項目	記載内容
	はじめに			<ul style="list-style-type: none"> <li>●十分に安全を担保しながら、既存の公共交通の維持・活用や交通弱者の移動手手段の確保が最大限に図られていくことを目指す</li> <li>●市町村やNPO等が地域の実情に応じた交通のあり方を考えていく際の参考としていただくため、ガイドブックを作成。</li> <li>●制度の要点や留意事項、先進事例などを幅広く掲載し、導入に向けたヒントとして活用してもらうことを想定</li> <li>●“公共交通の維持・活用”を念頭に置いていただきながら本ガイドブックを読み進めていただきたい。交通サービスの導入にあたっては優先順位を定めて考えていくことが重要。</li> </ul>
第1章	ガイドブック策定の背景	本県を取り巻く環境	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国を上回るペースで進展する本県の高齢化</li> <li>●交通事故に占める高齢者割合、高齢者の運転免許証自主返納件数は増加傾向</li> <li>●バス交通の輸送人員・系統の減、運転手不足。<b>タクシーの輸送人員の減、タクシードライバーの不足・高齢化。</b></li> </ul>
		解決すべき課題	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の公共交通の維持・活用</li> <li>●高齢者等の交通弱者の移動手手段の確保</li> </ul>
	課題解決に向けた施策の方向性	国における検討の状況	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H29「高齢者の移動手手段の確保に関する検討会」において、国が以下の方策の促進について言及                     <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共交通機関の活用（タクシーの相乗り促進 など）</li> <li>2. 貨客混載等の促進</li> <li>3. 自家用有償運送の活用</li> <li>4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化</li> <li>5. 福祉行政との連携</li> <li>6. 地域における取組に対する支援</li> </ol> </li> </ul>
		国の動向を踏まえた本県の課題解決の方向性	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通に付加価値を持たせる（貨客混載の推進、タクシーの相乗り促進）</li> <li>●公共交通を補完する交通サービスの導入を促進する（自家用有償旅客運送や互助による輸送の活用、福祉行政との連携）</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	記載内容
第2章	公共交通への価値の付加	貨客混載について	制度概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貨客混載とは</li> <li>・貨客混載が運用可能となった背景や概要、メリット、制度的支援などについて記載</li> <li>● [参考] 貨客混載による人の輸送</li> <li>・貨客混載の一形態であり交通空白地域における移動の最終手段となる可能性があるものとして紹介（運用にあたっての課題も記載）</li> </ul>
			事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事例紹介</li> <li>・路線バスやコミュニティバスによる貨客混載の事例を紹介</li> <li>[参考] 高速バスによる貨客混載の事例を紹介</li> </ul>
			導入に向けたステップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●《ステップ1》導入に寄与する条件の確認</li> <li>・導入の前提となるルートの確認が必要であることに加え、導入に寄与する3つの条件（距離の条件、輸送量の条件、時間の条件）の確認が必要である旨を記載。特に距離の条件のマッチングが重要であることを明記。</li> <li>●《ステップ2》導入に向けた関係者間の事前協議</li> <li>・事前協議が必要な主な6項目を記載</li> <li>・加えて、地域の状況に応じた個別の協議が必要な旨を記載（運行日数など）</li> </ul>
			貨客混載に関する留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貨客混載は“必ずやらなければならないもの”ではなく、地域資源の有効活用の観点から検討すべきものであることを記載</li> </ul>
		タクシーの相乗り促進について	現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東京都内での実証実験（「相乗りタクシー」）</li> <li>・相乗りタクシーの概要や考えられるメリットを紹介</li> <li>・今後の動向を注視する必要がある旨を記載</li> <li>[参考] 山梨県内の状況を紹介（タクシー事業者が地域及び期間を限定し、例外的に相乗り輸送を実施）</li> </ul>

章	大項目	中項目	小項目	記載内容
第3章	公共交通及び公共交通を補完する移動サービス	移動サービスの種類	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共交通の種類</li> <li>・鉄道、乗合バス（路線バス）、乗合タクシー、コミュニティバス、タクシーの概要を記載</li> <li>●事例紹介</li> <li>運行にあたり工夫が見られる事例を紹介</li> </ul>
			自家用有償旅客運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自家用有償旅客運送とは</li> <li>・自家用有償旅客運送の概要を記載 (対象旅客や運送対価、運送区域などについて種類ごとに表で整理) (旅客運送事業者による運行委託が可能な旨も記載)</li> <li>[参考] 例外的に、<b>来訪者等</b>の輸送が可能であることを記載</li> <li>●事例紹介</li> <li>・県内事例（「ソntax」）に加え、福祉有償運送と市町村運営有償運送の事例を紹介</li> </ul>
			許可又は登録を要しない運送（「互助」による輸送）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●許可又は登録を要しない運送とは</li> <li>・許可又は登録を要しない運送（「互助」による輸送）の概要を記載</li> <li>●事例紹介</li> <li>・県内事例を紹介</li> </ul>
		移動サービスの導入にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>交通サービスの導入にあたっては優先順位を定めて考えていくことが重要である旨を記載</b></li> <li>・既存の公共交通との連携を視野に入れ、相互に組み合わせる形でサービスを提供することの検討が必要な旨を記載</li> <li>→公共交通を補完する移動サービスについては、“検討”は並行的、“導入”は優先順位を定めて考え方を整理</li> <li>・タクシーについては、現実的な視点から運行エリアを考えていく旨を記載</li> </ul>	
		移動サービスの対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動サービスと主な対象者</li> <li>→移動サービスと主な対象者を表で整理</li> <li>●対象者の選定における留意点</li> <li>→福祉部局やNPO法人等と連携し、対象者の状態に合った移動サービスを提供することが重要である旨を記載</li> </ul>	

章	大項目	中項目	小項目	記載内容
第3章	公共交通及び公共交通を補完する移動サービス	公共交通を補完する移動サービスの円滑な導入・運用に向けた検討フロー	《ステップ1》幅広い関係者が関与する仕組みづくり	● 地域に適した移動サービスを考えていくためには、関係者が集まれる場を設けることが重要である旨を記載
			《ステップ2》既存の公共交通の現状把握	● どのような公共交通があり、どのエリアで運行しているのかについて、地域で情報を共有することが重要である旨を記載
			《ステップ3》移動ニーズの把握	● 地域でどのような移動ニーズがあるのかを事前に把握することが重要である旨を記載
			《ステップ4》公共交通を補完する移動サービスの検討	● 既存の公共交通の現状把握や移動ニーズの把握を踏まえて、地域において交通面での課題があるか検証。まずは既存の公共交通の活用による課題解決を検討し、難しい場合は公共交通を補完する移動サービスの導入を検討する必要がある旨を記載
			《ステップ5》公共交通を補完する移動サービスの導入に係る費用負担の整理	● 公共交通を補完する移動サービスの導入にあたっては、発生する費用を誰がどのような形で負担するか、事前にある程度整理しておくことが重要である旨を記載
			《ステップ6》地域公共交通会議または運営協議会の開催	● 「地域公共交通会議」または「運営協議会」において公共交通を補完する移動サービスの導入に対する合意を得る必要がある旨を記載
			《ステップ7》輸送の安全性の確保	● 公共交通を補完する移動サービスの導入が決定した場合は、運行にあたり、輸送の安全性を最大限確保することが重要である旨を記載。ドライバーによる安全な運転、管理体制の強化、保険の加入について説明。また、許可又は登録を要しない輸送について、運行にあたって周知すべき事項を記載
	おわりに	—	—	● 新たな交通サービスの導入に向けて ・ガイドブックを総括する内容を記載 ・第2章、第3章で説明した新たな交通サービスの導入にあたっては関東運輸局山梨運輸支局などへの事前の相談が必要な旨を記載